

日哺学 第1号  
2013年1月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫 殿  
環境大臣 石原 伸晃 殿  
農林水産大臣 林 芳正 殿

日本哺乳類学会 理事長  
梶 光一 印  
(東京農工大学 教授)

熊本県宇土半島のクリハラリス（タイワンリス）の根絶のための  
緊急対策についての再度の要望書

拝啓

日ごろより日本哺乳類学会の活動に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、熊本県宇土半島に定着した特定外来生物クリハラリス *Callosciurus erythraeus*（タイワンリス）問題に関し、当学会は、2010年1月4日付けで「早期根絶対策の要望書」を提出いたしました。その後、地元自治体によって防除活動が開始され、これまでの取り組みによって個体数の増加が抑制されるようになったことは大きな前進です。しかし、その一方で分布拡大が進んでおり、宇土半島からのクリハラリスの逸出のおそれが高まっています。この事態に対して、貴県が中心となって防除対策をさらに推進していただきたく、「熊本県宇土半島のクリハラリス（タイワンリス）の根絶のための緊急対策についての再度の要望書」を作成しましたので、提出いたします。

つきましては、本要望書をご査収のうえ、早急に適切な対策等をご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

---連絡先---

- ・ 梶 光一（日本哺乳類学会理事長）〒183-8509 東京都府中市幸町 3-5-8 東京農工大学大学院農学研究院(Tel. 042-367-5738)
- ・ 山田文雄（日本哺乳類学会哺乳類保護管理専門委員会委員長）〒305-8687 茨城県つくば市松の里 1 森林総合研究所 (Tel. 029-829-8148)
- ・ 安田雅俊（現地コーディネーター）〒860-0862 熊本市中央区黒髪 4-11-16 森林総合研究所九州支所 (Tel. 096-343-3168)
- ・ 日本哺乳類学会公式 HP : <http://www.mammalogy.jp/japanese/introduction.html>

2013年1月4日

熊本県宇土半島のクリハラリス（タイワンリス）の根絶のための  
緊急対策についての再度の要望書

日本哺乳類学会

クリハラリス *Callosciurus erythraeus* は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」により特定外来生物に指定されているリス科の動物です。適応力と繁殖力が強く、温暖な地方では年3回繁殖することがあるため、急速に個体数を増加させます。果実や種子、樹皮等を食物とするため、果樹や樹木に深刻な食害を引き起こします。

これまでの調査により、クリハラリスの分布はすでに宇土半島の東部にまで及んでいることが明らかとなりました。本種が国道3号線を越え、宇土半島から逸出するおそれが高まっています。また、橋を渡り、戸馳島に渡ったことが明らかとなり、天草諸島への分布拡大も懸念されています。

他の地域、たとえば長崎県の福江島では、これまでに累計2億円弱、壱岐では約1億円の森林被害が発生しています。ただし、これらは島であり他の地域への逸出は起きていません。これに対して、神奈川県や静岡県では分布域が拡大し、それに伴い、果実類を中心に深刻な農作物被害が発生している地域の拡大、駆除数の増加が続いています。こうした事例から、このまま事態を放置し、宇土半島の外に分布が拡大すれば、県内各地で農作物（とくに柑橘類）や植林木、生態系に広範な影響が及び、これまでよりもはるかに大きな経済的損失の生じることが予想されます。

2010年度以降、宇城地域振興局と宇城市、宇土市両市により、外来生物法の下で防除の取り組みが行われ、5,000頭を超えるクリハラリスが捕獲されたことは、本種の根絶に向けての大きな前進と評価されます。しかし、分布の拡大を阻止できておらず、これまでの取り組みが必ずしも十分であったとは言えません。また、広域的な分布拡大を阻止するためには、市町村レベルでの捕獲努力の増大のみならず、県レベルでの監視及び捕獲体制の構築が必要であり、かつ、これらを効果的に機能させるためには、県の強いリーダーシップが求められます。

外来種管理では、できるだけ早期に徹底した対策を取ることが重要です。対策の遅れは繁殖の機会を増やし、個体数増大、分布拡大につながります。先延ばしをすれば

するほど根絶はより困難になり、管理のための経費や労力も増大します。

以上のことから、緊急に、宇土半島にクリハラリスを封じ込め、根絶するための対策を実行する必要があります。特に下記の点に留意して対策をとられることを強く要望します。

### **1. 封じ込めのための分布最前線における対策の実施**

もし、宇土半島への封じ込めに失敗した場合は、熊本県のみならず九州他県にも分布が広がり、甚大な被害の生じる可能性があります。分布拡大を阻止し、半島からの逸出を未然に回避するために、県が主体となって分布の最前線において徹底したモニタリングを行い、発見された場合には早急に排除のための捕獲活動を行う必要があります。

### **2. 根絶を目標とすること**

繁殖力と適応力に優れたクリハラリスは、少数であっても野外に残存すれば、個体数をすぐに回復させます。このため、根絶を目標に設定し、すべてのクリハラリスを捕獲し排除することが必要です。個体を捕りつくさない場合、被害対策のための駆除を永久に続けることが必要になります。また、他地域への逸出のおそれが常に存在し続けることとなります。

### **3. 捕獲専従チームの設立と予算措置**

これまでの約3年間で、捕獲報奨金制度等により5,000頭を超える捕獲を達成できたことは大きな成果です。しかし、生息密度が捕獲によって低下した地域あるいはもともと低い地域においては、努力の割りに捕獲数が少なくなるため、捕獲意欲の維持が難しく、報奨金制度には十分な効果が期待できません。根絶のためには、低密度になっても常に増加率を上回る捕獲圧をかけ続けることが必須です。したがって、給与制の捕獲専従チームを設立し、低密度地域や分布の最前線において継続的な捕獲活動を実施すること、また、そのための十分な予算措置が必要です。

以上